

# 中小企業成長加速化補助金

## よくあるご質問

令和7年4月11日

中小企業成長加速化補助金事務局

※ 詳細はjGrants (<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDKBeMAP>) に掲載している公募要領をご覧ください。

**Q1. 2次公募の予定はありますか。**

A1. 1次公募の終了後に2次公募を行う予定です。採択数や予算の配分は、執行状況に応じて検討します。

**Q2. 当社は、製造業で、資本金1億円・常時使用する従業員数3,000人ですが、補助対象者の「中小企業者」の要件に該当しますか。**

A2. 本事業では、中小企業等経営強化法上における「中小企業者」を補助対象者としておりますので、対象となります。

**Q3. 同じ事業者が複数応募することは可能でしょうか。**

A3. 同じ公募期間内において、同一の事業者が申請できる事業計画は1件までです。なお、1次公募で不採択となった場合、2次以降の公募に申請することは可能です。ただし、1次公募で採択され、交付決定を受けた事業者については、2次以降の公募でさらに採択を受けることはできません。

**Q4. 補助事業の内容に制限はありますか。**

A4. 補助対象とする事業の内容が、農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は対象外となります。ただし、1次産業を営む事業者であっても、補助対象とする事業の内容が2次・3次産業に関する事業である場合は対象となり得ます。その他、例えば、公序良俗に反する事業や法令に違反する（恐れがあるものを含む）事業などについては、補助対象外となります。

**Q5. 採択される前に着手している事業でも、補助対象になりますか。**

A5. 交付決定より前に契約（発注含む）を行った経費については、補助対象外となります。そのため、採択された後であっても、交付決定前までに契約（発注含む）している経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

**Q6. 設備投資に当たって、リースを活用することは可能でしょうか。**

A6. 装置やソフトウェアに限り、リースやレンタルについて、交付決定後に契約したことが確認できるもので、事業期間中に要する経費については対象とすることが可能です。契約期間が事業実施期間を超える場合、按分等により算出された事業実施期間分の経費が対象となります。

**Q7. 補助金の概算払いは可能ですか。**

A7. 原則、補助金は精算払い（補助事業終了後に確定検査を経て支払い）としますが、補助事業終了前でも、個別の支出状況に応じて概算払いをすることは可能です。ただし、応募申請若しくは交付申請段階において、概算払いを前提とした投資計画を立てることは認められません。

**Q8. 審査はどのように行われるのでしょうか。**

A8. 申請のあった事業計画に基づく1次審査を行い、通過した場合は、2次審査としてプレゼンテーション審査を行います。具体的には、1次審査では、形式要件の適格性の確認及び計画の効果・実現可能性等について定量面の書面審査を行います。2次審査では、経営者によるプレゼンテーションに基づき、外部有識者（利害関係者を除く）との質疑応答を通じて、計画の効果・実現可能性等について定性面も含めた審査を行います。

**Q9. スタートアップ企業や上場企業も対象でしょうか。**

A9. スタートアップや上場・非上場を問わず「売上高100億円を目指す中小企業(売上高が10億円以上100億円未満)」であることや賃上げ等の要件を満たす場合は対象となります。

**Q10. 当社の売上高は例年12～13億円程度ですが、世界情勢による市況の急変や取引先が災害に巻き込まれたことなどにより一時的に9億円に下落しました。この場合、「売上高10億円以上」との関係はどのようになりますか。**

A10. 原則としては直近決算期の売上高で判断させていただきます。他方、何らかの事情がある場合には直近3期分の決算に基づき判断させていただきますので、事務局にご相談ください。

**Q11. 当社は5年前に一度売上高120億を記録しましたが、その後は70億円程度です。この場合、上限の「売上高100億円未満」との関係はどのようになりますか。**

A11. 原則としては直近決算期の売上高で判断させていただきます。他方、何らかの事情がある場合には直近3期分の決算に基づき判断させていただきますので、事務局にご相談ください。

**Q12. 売上高成長率や売上高投資比率、賃上げなどで要求される水準はどの程度でしょうか。**

A12. 審査を通じて、政策目的に沿った優れた提案を採択させていただきます。従って、相対的な評価となります。後日、採択結果における平均的な水準等をお示しさせていただきますが、参考として「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の過去の採択結果をご参照ください。  
※URLリンク：<https://seichotoushi-hojo.jp/assets/pdf/information/20250122.pdf>

**Q13. 採択後、交付決定までの間に、改めて発注先への相見積もりの取得が必要でしょうか。**

A13. 応募の段階で、あらかじめ複数者から相見積を取得いただくことで、採択後、仕様等に特段の変更がなく、交付申請時点において見積書の期限が有効である場合には、改めて相見積を取得していただく必要はありません。これにより円滑に交付申請を実施していただくことが可能となります。

**Q14. 賃上げ要件について、補助事業の終了後3年間は、毎事業年度、申請時に掲げた目標以上の賃上げ率を満たしていなければ、補助金を返還しなければならぬのでしょうか。**

A14. 補助金の返還対象の有無は、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」又は「従業員及び役員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」が、申請時に掲げた目標以上であるかどうかで確認します。  
年平均上昇率で確認するため、例えば、賃上げ状況を確認する1・2事業年度目は目標以上の伸び率となっていなくても、3事業年度目（確認対象となる最終事業年度）の「給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」又は「従業員及び役員1人当たり給与支給総額の伸び率（年平均上昇率）」と基準年度（補助事業の終了日を含む事業年度）を比較した年平均上昇率が目標以上となっていた場合は返還の対象になりません。

**Q15. 各地域で案件が採択されるよう配慮はされますか。**

A15. 地域に波及力ある成長企業を創出していく観点から経済指標等を踏まえた配慮を行います。

**Q16. 足下の売上高が70億円程度であるなど既に100億円に近い企業が有利なのでしょうか（売上高20億円程度の場合は不利なのでしょうか）。**

A16. 審査で特に重視されるのは、足下の売上高の多寡に関わらず、補助事業期間を含む今後5年程度の期間において、自社の成長余力、変化余力を最大限伸張した場合の売上高成長率や賃上げなどの各目標が設定され、これを具体化するための論理的かつ実現可能な事業戦略が構築されているかという点となります。従って、足下の売上高について、例えば20億円と70億円の企業がある場合、既に100億円に近い70億円の方が有利ということにはなりません。

**Q17. 「パートナーシップ構築宣言」を取得していることや、「地域未来牽引企業」であることが必須なのでしょうか。**

A17. 波及効果は、様々な観点から総合的な評価を行います。その中で、例えば、「パートナーシップ構築宣言」については、下請取引先等に対して適切な取引姿勢で対応しているか、「地域未来牽引企業」については、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか、といった点を評価するにあたっての一つの参考材料（加点要素）となります。したがって、必須とはなりません。それ以外にも審査基準の「波及効果」にお示しする様々な観点から、総合的な評価をさせていただきます。

**Q18. 当社は売上拡大のため海外事業に注力していますが、海外事業への補助は可能でしょうか。**

A18. 海外拠点に対して補助を行うことはできません。

**Q19. コンソーシアムを組んで申請をすることはできますか。その場合、売上高や賃上げの考え方はどのようになりますか。**

A19. 「100億宣言」を実施いただく企業間でコンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。（図参照）

**Q20. 100億宣言を実施している企業グループ全体としてコンソーシアムを組んで申請はできますか。**

A20. 「100億宣言」を実施いただく企業グループの全体として、コンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（図参照）

**Q21. 100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを形成して申請することはできますか。**

A21. 原則としては「100億宣言」を実施いただく企業グループ全体としての申請となりますが、特段の事情がある場合には、当該企業グループの一部でコンソーシアムを形成していただくことも可能です。その場合、100億宣言のグループ全体と、補助金のコンソーシアムの資本関係等を示した資料をご提出いただき、連携・構成の意義、目的、相乗効果など審査をさせていただく形となります。この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（図参照）

**Q22. 企業グループのうち、補助事業実施会社とホールディング会社は一体不可分であり、共同申請をすることはできますか。**

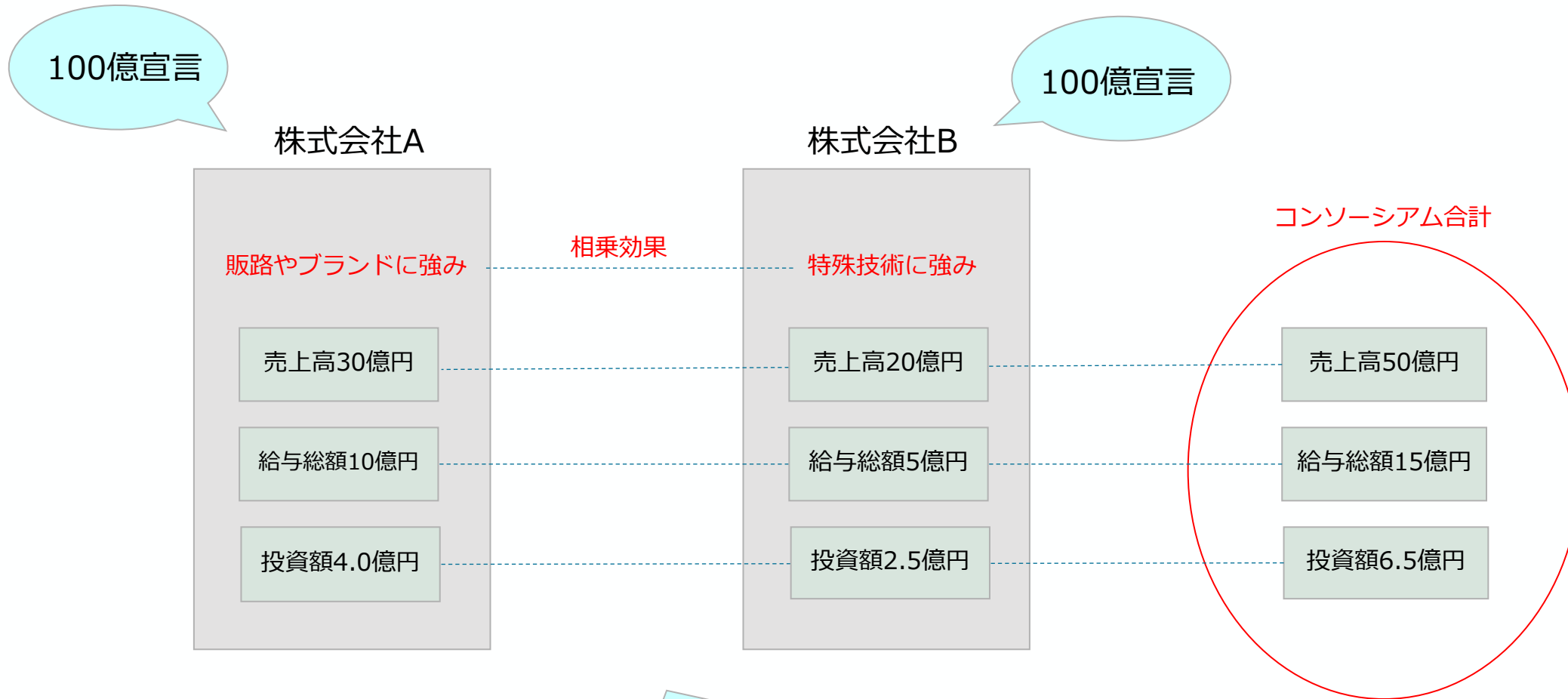
A22. 上述（A21.）のとおり、「100億宣言」を実施いただく企業グループの全体または一部としてコンソーシアムを形成していただくことも可能です。この場合、補助事業実施会社及びホールディング企業の賃上げや売上高成長率等が評価の対象となります。（図参照）

**Q23. 100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを組んで申請する場合、売上高成長率や付加価値増加率、売上高投資比率、賃上げ等の計算は、企業グループ全体か、コンソーシアムの部分のみとなりますか。**

A23. 補助金審査においては、補助金申請のコンソーシアムにおける売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率、賃上げ等の合計値を評価することとなり、100億宣言を実施する企業グループ全体としての数値は審査の対象とはなりません。なお、100億宣言を実施する企業グループ全体としての売上高成長率等を参考として記載することを妨げるものではありません。（図参照）

# Q19 : 100億宣言を実施した企業間でコンソーシアムを形成する場合。

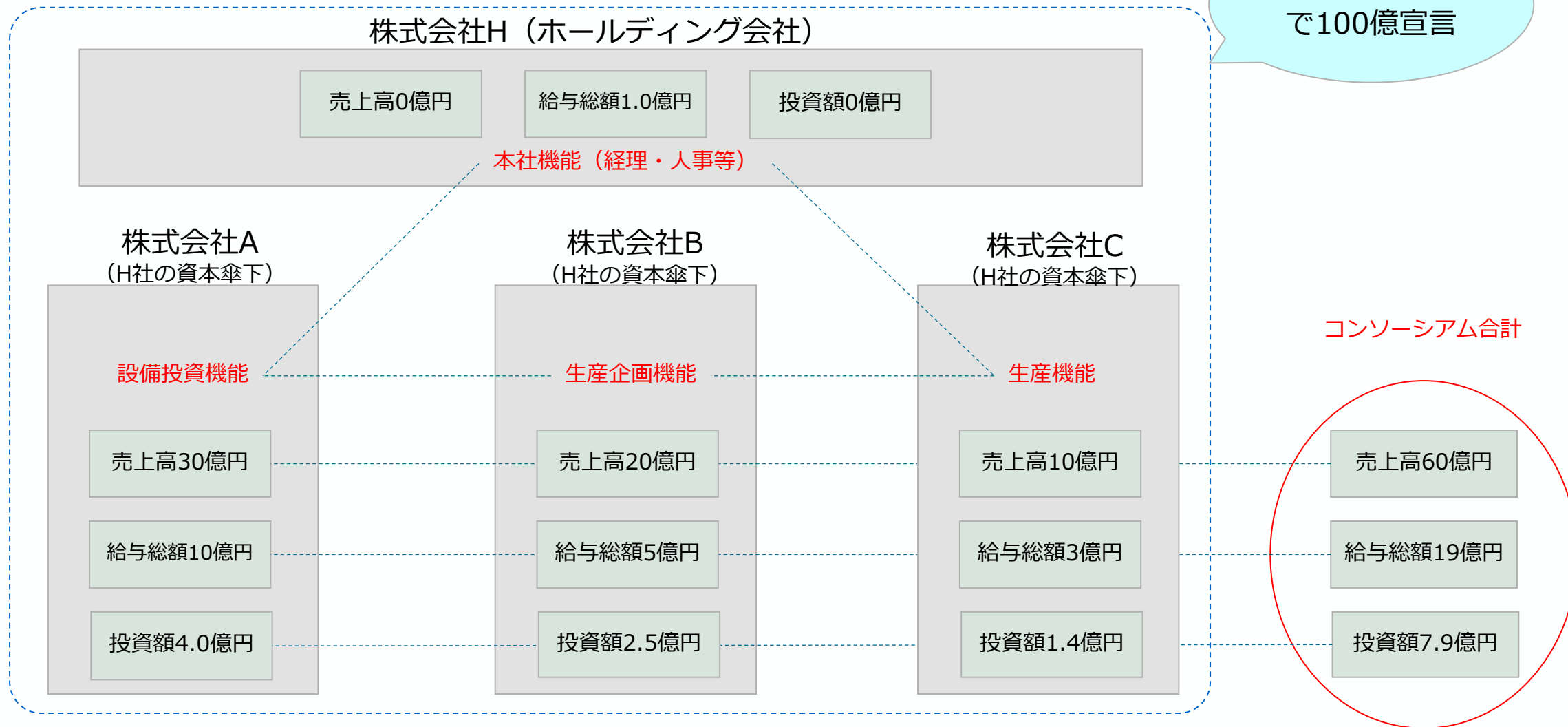
(例) 販路やブランドに強みがある企業が、特殊技術に強みを持つ企業と連携する場合



コンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。

## Q20 : 100億宣言を実施している企業グループ全体としてコンソーシアムを形成する場合。

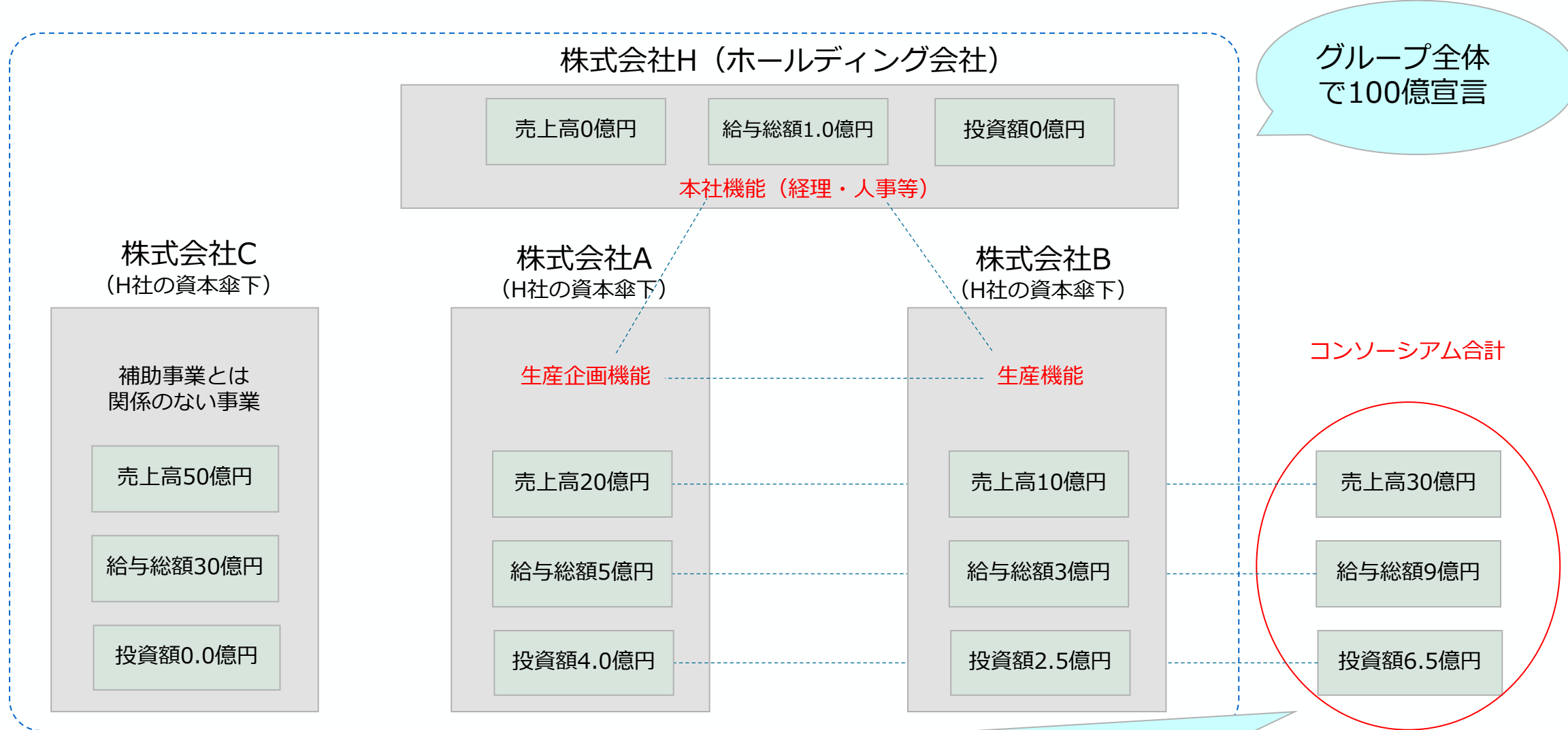
(例) ホールディング会社の下、設備投資機能、生産企画機能、生産機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能を子会社に委譲している場合等）



補助金申請のコンソーシアムに参加する全ての法人の売上高成長率や賃上げ等が審査における評価や要件の対象となります。

## Q21,22,23：100億宣言を実施している企業グループのうちの一部でコンソーシアムを形成する場合。

(例) 企業グループ（4社）として経営多角化を進めているが、今回の成長投資に係る事業を実施するのは、このうち本社機能を有するホールディング会社と、生産機能を有する事業会社及びその関連会社の3社（C社以外のH社,A社,B社）となる場合。



- ・ 100億宣言を実施するグループと、補助金のコンソーシアムを形成する範囲が異なる場合には、100億宣言のグループ全体と、このうち本補助金のコンソーシアムの資本関係等を示した資料をご提出いただき、連携・構成の意義、目的、相乗効果など審査をさせていただく形となります。
- ・ この場合、コンソーシアムに参加する全ての法人の賃上げや売上高成長率等が要件や審査における評価の対象となります。（100億宣言を実施する企業グループ全体としての売上高成長率等の数値は補助金審査の対象とはなりません。）



# 改訂履歴

改訂日	Ver	頁	改定内容
2025/3/14	-	-	• 【概要資料】 内に初版掲載
2025/3/24	1.1	3頁	• 【Q10,Q11】 補助対象事業者となる売上高要件を詳細化
2025/4/11	1.2	-	• 【概要資料】 から別資料として掲載

※ 誤字・脱字など、申請に直接影響しないと判断した修正については掲載いたしません。